

— 調査票の全体構成 —

【施設・事業所票】

- 問1～問4 → 施設・事業所全体（調査対象サービス以外の介護保険サービスを含める）の状況
- 問5 → 施設・事業所が属する法人全体の状況
- 問6 → 施設・事業所全体（調査対象サービス以外の介護保険サービスを含める）の状況
- 問7～問10 → 調査対象サービスの状況

- 【従事者票】 → 施設・事業所全体（調査対象サービス以外の介護保険サービスを含める）の状況
(該当者は調査対象サービスの介護従事者から抽出)

<用語の定義>

- 介護従事者：○介護老人福祉施設：生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員
 ○介護老人保健施設：看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
 介護支援専門員
 ○介護療養型医療施設：看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員
 ○訪問介護：訪問介護員（サービス提供責任者含む）
 ○通所介護：生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員
 ○認知症対応型共同生活介護：看護職員、介護職員、介護支援専門員

常勤職員：原則として施設・事業所で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。施設・事業所の勤務時間数のすべてを勤務しているパートタイマーは、ここに含む。ただし、1週間の所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を「常勤職員」とし、その他は「非常勤職員」とする。

非常勤職員：常勤職員以外の従事者（他の施設・事業所にも勤務するなど収入および時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）をいう。

正規職員：雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者（パートタイマー等は除く）をいう。

非正規職員：正規職員以外の者で、契約社員、臨時的雇用者、パートタイマー、派遣社員等をいう。

勤続年数：施設・事業所における勤続年数のみではなく、同一法人内における勤続年数も含む。なお、同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数についても含む。

経験年数：施設・事業所における経験年数のみではなく、同一法人内及び別法人における経験年数も含む。なお、調査対象施設・事業所において、当該者の前職が、現職と違う職種の場合であっても、給与等を引き上げる際に前職の経験も勘案している場合（前歴換算）は、前職の年数も現職の経験年数に含む。

給与等　：本調査における給与は、以下のイメージ図のとおり。

